記者発表資料

平成29年10月30日
国土交通省　東北地方整備局
仙台河川国道事務所

特殊車両指導取締りの結果、対象車両の１／５が道路法違反

～　仙台河川国道事務所管内3地点での特殊車両指導取締り実施結果について　～

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法47条の2第1項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。
また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を順守することが義務づけられています。
このたび県内の一般国道4号及び45号で、特殊車両の指導取締りを行い、無許可車両2台を含む5台に警告を行いました。
当事務所では、今後も道路構造の保全及び事故等の危険防止のため特殊車両の指導取締りを実施してまいります。

特殊車両指導取締り結果

路　線	実施日時	指導・取締り実施場所	対象車両	通行許可順守車両	違反内容	
					許可証不携帯	無許可
国道45号	平成29年10月4日(水) 14時～15時30分	東松島市牛網地内 鳴瀬車両検測所	3	2		1
国道4号	平成29年10月5日(木) 13時45分～16時	名取市本郷地内 名取車両検測所	16	14	1	1
国道4号	平成29年10月18日(水) 14時～15時30分	栗原市高清水地内 ひと休みパーキング	7	5	2	
		計	26	21	3	2

〇栗原市ひと休パーキングでの車両重量の測定状況



〇名取車両検測所での車両寸法の測定状況



発表記者会：宮城県政記者会　東北電力記者会　東北専門記者会　石巻記者クラブ　古川記者クラブ

お　問　合　せ　先

国土交通省　仙台河川事務所　保全対策官　　さいとう　としひろ　齋　藤　　壽　裕

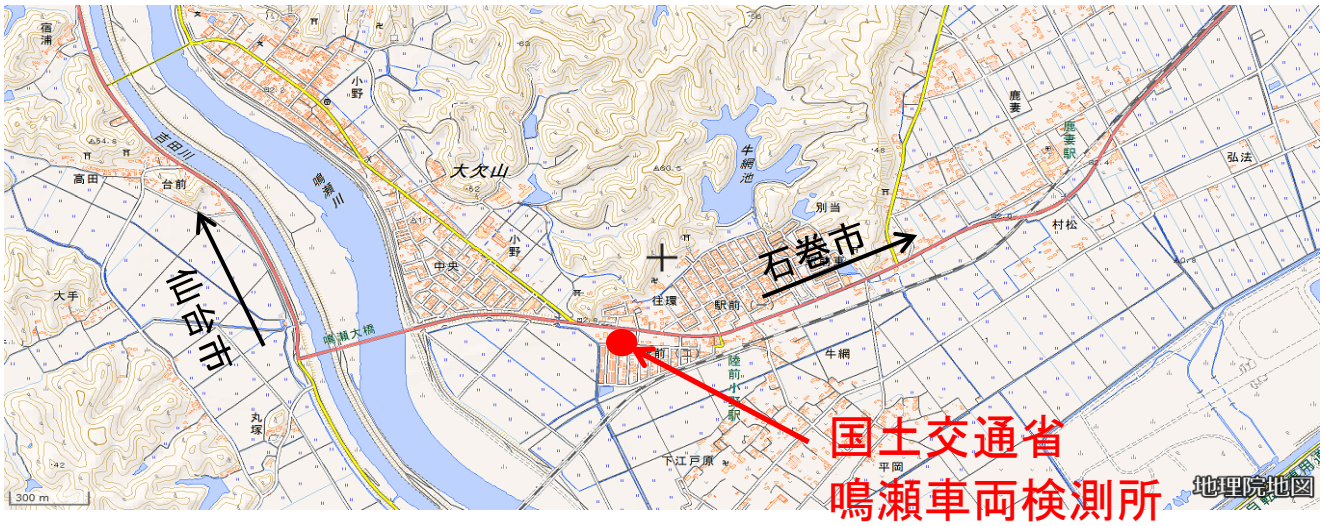
TEL　022－304－1814

特殊車両指導取締り実施場所位置図

（位　置　図）



（拡　大　図）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。
【承認番号　平29東複　第33号】

特殊車両指導取締り実施場所位置図

（位　置　図）



（拡　大　図）



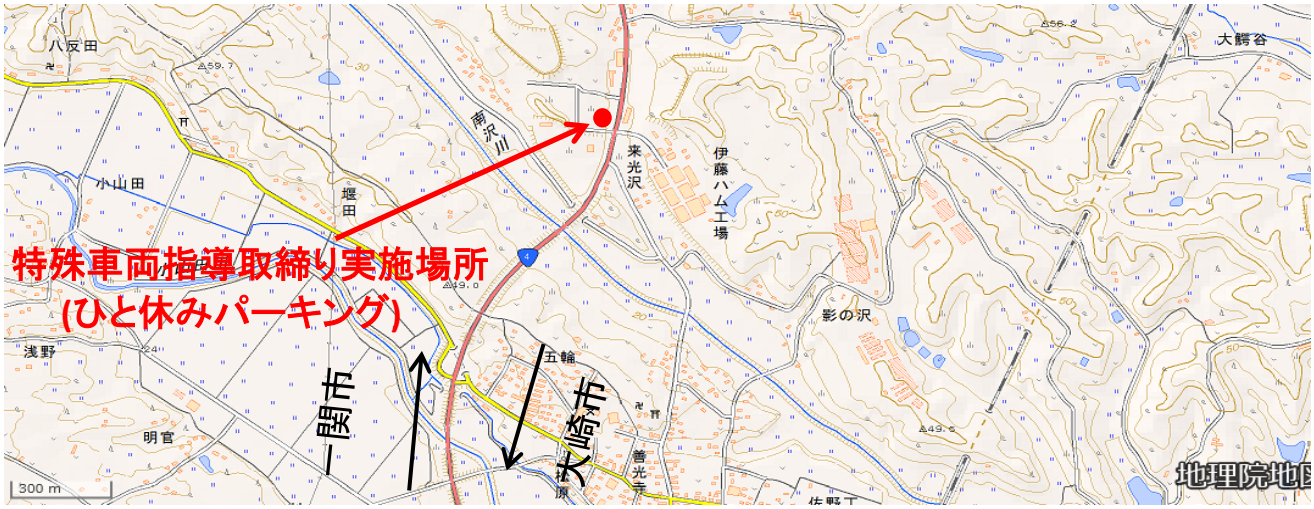
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。
【承認番号　平29東複　第33号】

特殊車両指導取締り実施場所位置図

（位　置　図）



（拡　大　図）

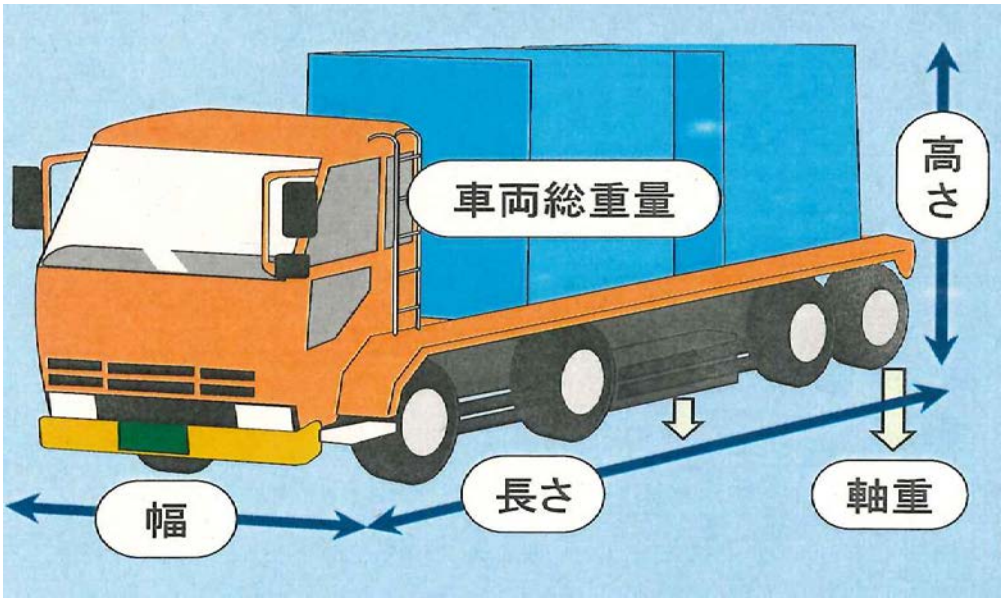


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。
【承認番号　平29東複　第33号】

参　　考

下表の限度を「一つでも」超える車両は、道路法の規定に基づく「特殊車両通行許可」が必要です。

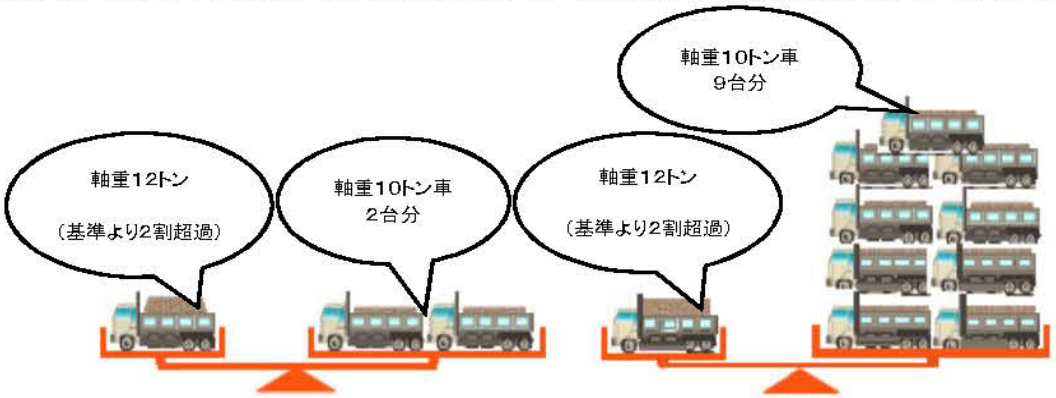
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等の連結車両はほとんどがこの値を超えます。
幅	積載状態で2．5m
高さ	積載状態で3．8m(一部道路では4．1m)
総重量 (車＋乗員＋荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

重量超過車両の通行は、道路に負担をかけます。

車両の重量が道路構造物の疲労に及ぼす影響は、舗装で4乗、橋梁（RC床版）で12乗と言われています。
仮に大型車1台が、車両制限令の基準値である軸重10トンを2割超過した場合は、舗装に対して大型車約2台分、橋梁に対して大型車約9台分の疲労が蓄積されることとなります。



【舗装に与える疲労イメージ】　【床版に与える疲労イメージ】

舗装の場合　12トンの4乗／10トンの4乗=2．0736≒2台
橋梁の場合　12トンの12乗／10トンの12乗=8．9161≒9台

橋梁損傷の例　一般国道23号　木曽川大橋の鋼材破断



舗装損傷の例



ひび割れ　　轍（わだち）ぼれ